

べし。本年十月廿三日の條参照。

十月廿三日。通幻寂靈等、鹿島郡永光寺の住持は鳳至郡總持寺の東堂位にありたる者より選ぶべきことを定む。

【總持寺文書】 鳳至郡(上包) 當山五院開基遺狀

六〇三

洞谷住院之事、總持東堂位無落居不可住院。於向後者物持寺爲本寺、法眷門徒中一味同心可守當寺。殊更有異子細時者、拋萬事就本寺可評議。若於背此旨輩者、不可爲峨山門下子孫。仍聯判之狀如件。

永和四年 戊午十月廿三日

安祥寛叡 在判
永壽惠祐 在判
佛陀碩壽 在判

前總持良秀 (實錄) 在判
前物持宗令 (大敬) 在判
前物持祖環 (無考) 在判

當住寂靈 (通幻) 在判

(上包)に五院開基とあれども、署名は大源宗真を缺けり。蓋し宗真は既に示寂したればなり。

十一月二十日。善法寺了清、山城石清水八幡宮領能美郡能美本莊・長野・一針三ヶ村三分一の下地を同莊保善院に管領せしむ。

山城

六〇四

【兩足院文書】 山城 加賀國のうみの庄の事ハ、こんほん□どのより御寄進にて、子細なく候しかども、田中のほういん申給て、ぶちぎやうに候けるあいだ、とうとうみむかさのかはりとして、かのもんじよをせんじまいらせられ候けるにつき候て、とかく御しんく候て、子細なく御ちぎやう候事、返々めでたく、もんぜきのためも悦入候。かやう御ほねをられ候てめされ候うへは、本庄・ながの・一はりいづれも三ヶ村のうちにおき候て三分一づゝをバ、下地より永代御はからひたるべく候。たゞし八幡宮りやうにて候へバ、御だんち一ぶんとおぼしめされ候べく候。仍後日ためにさ

たむる狀如件。

永和四年十一月廿日

保善院侍者御中

(善法寺) 了清 判

(保善院は建仁寺兩足院末寺にして、能美三ヶの庄の内にありしこと、文明十年六月十四日の條に見ゆ。)

天授五年 己未

永和五年 京都 三月廿二日 紀元二〇三九 改元

康曆元年

正月十一日。彌郡時具、養子若正丸に、鳳至郡大澤村の地頭職を譲る。

【筒井文書】 鳳至郡

六〇五

ゆづりわたすのとのくにしつらのしやう大さわむらのちとうしき五ぶん二の事

右かのところは、ばうふきやうゆうのてよりゆづりゑて、ちぎやうさをいなし。しかるを、いやくほりのたんない

(左衛門)

さへもんじやうだうのしそく、にやくまさをやうしとして、ゑいたいゆづるところなり。ちう所はこぞの十月廿六日のよの、ようちの時うしないて候。もしかのちう所もちてきたるものあらば、かんだうにんたるうへは、さいくわに申をこなうべし。又三郎をとこは、ふでうのものにて、ながくふけうしぬ。さらにたのさまたげあるべからず。よてゆづりじやうくだんのごとし。

ゑいわ五年正月十一日

さへもんのぜう時具 在判

(左衛門尉時具は、永徳元年七月十二日の條にも時具の署名ありて、文中には時もとに作れり。然れば永徳二年二月十八日に上大澤三郎左衛門尉時本とするものと同人なるべし。三郎左衛門尉の彌郡氏なることは、康曆元年四月十三日の條に見ゆ。)

二月三日。假掲

【總持寺文書】 鳳至郡 寄進

六〇六